

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	教育情報システム・サーバ等賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年10月31日まで
契約金額	3,632,244円
工事等の概要	本事業は、「教育情報システム・サーバ等」について賃貸借契約を行うものである。
随意契約の理由	教育情報システム・サーバ等の整備については、専門的知識及び作業の正確性が要求され個人情報保護の面からも請負業者の高い信頼性が要求される。 現行の整備については、現契約が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日より新規入替を検討することとなるが、 1. 5年以上の長期賃貸借契約をしているが、大きな障害は発生しておらず、安定的な運用が継続できている。 2. リースすることにより賃貸借部分における費用を減額することができる。 などの観点より、本事業については、再リースを実施することが、安定的なシステム運用と費用の抑制を図ることができ、最も効果的と考える。 株式会社大崎コンピュータエンジニアリングにいたっては、現在のデータセンター内の統合基盤サーバの構築から現在の運用に至るまで、システム及び仮想化サーバ環境等を総合的に熟知しており、本事業の遂行にあたって最適な業者であると判断されるものである。

	従って、本事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該事業者を相手方としての随意契約を締結する。
--	---